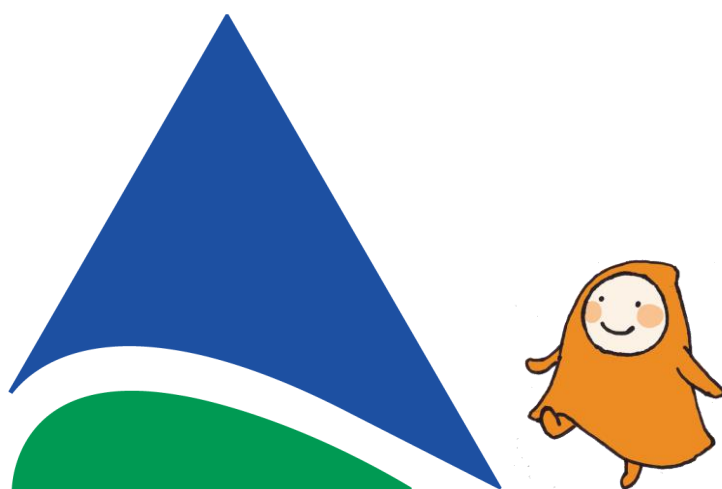


介護保険制度における 住宅改修の手引き



令和5年4月

足立区介護保険課

目 次

◎住宅改修費支給制度について	・・・・・・・・・・ P2~8
◎住宅改修手続きの流れ	・・・・・・・・・・ P9~12
◎住宅改修理由書作成助成金	・・・・・・・・・・ P13~15
◎住宅改修 Q&A について	・・・・・・・・・・ P16~24

住宅改修費支給制度について

要介護（支援）認定されている方が、できるだけご自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。

☆支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。

住宅改修は、被保険者（利用者）の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。ご本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。改修前には、必ずケアマネジャーにご相談ください。※担当のケアマネジャーがいない場合は、管轄の地域包括支援センター又は施工業者にご相談ください。

【支給要件】（１）～（５）いずれにも該当すること

- （１）要介護（支援）認定を受けており、工事着工日と工事完了日が共に認定の有効期間内であること。
- （２）介護保険被保険者証に記載されている住所で、現に居住する住宅について住宅改修が行なわれること。
※被保険者証記載以外の住所地は認められません。また、高齢者に適したつくりとなっているはずの特定施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム）、グループホーム、高齢者向けの住宅は原則支給対象外です。
- （３）本人が在宅であること。
※入院または施設に入所中の要介護（支援）の被保険者が、退院・退所が確実で、在宅生活に備えて住宅改修が必要な場合は申請できます。ただし、償還払いのみの申請となり、退院・退所できなかった場合は保険給付されません。
- （４）被保険者の心身や住宅の状況等に照らして必要な改修であり、工事の内容が介護保険制度の給付対象であること。
- （５）住宅改修の着工前に事前の申請をして、区に着工を許可されていること。

☆ 介護保険で「非該当（自立）」と判定された方は、高齢者住宅改修事業（予防給付）を利用して住宅改修ができる場合もあります。

《注意点》

- ✓ 介護認定申請中又は入院中や施設入所中の方について
介護認定申請中又は入院中や施設入所中の方が、事前申請による事前承認後の工事着工は可能ですが、支給申請は、認定結果が出てから、又は退院・退所した後に なります（一時帰宅中の支給申請は認められません）。そのため、認定結果が「非該当」の場合は、住宅改修費の支給を受けることはできなくなります。また退院・退所の中止等により、申請中の住宅に居住できなくなった場合には、住宅改修費用の全額を自己負担していただくことになります。
- ✓ 一時的に身を寄せている住宅の改修について
介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は、支給対象になりません。
- ✓ 新築や増築の住宅改修について
住宅の新築や増築（新たに居室を設ける等）、又は改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。
- ✓ ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について
住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。
- ✓ 支給対象の工事内容について
支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である足立区が決定します。同じ工事内容でも保険者毎に判断が異なる場合があります。

【支給について】

支給限度基準額は要介護等状態区分（要支援・要介護）に関わらず一律20万円が上限です。

負担割合	支給上限額	自己負担額
1割	18万円	2万円
2割	16万円	4万円
3割	14万円	6万円

《注意点》

※20万円の範囲内であれば何回かに分けて利用でき、2回目以降の支給限度基準額は前回改修の残額となります。

※介護保険料の未納により給付額減額となっている場合は、保険給付率が70/100又は60/100になる場合があります。必ず被保険者証の記載を確認してください。

※過去に住宅改修費が支給されていて、残額が不明な場合は、被保険者本人、家族、担当のケアマネジャー又は施工業者から区役所にお問い合わせください。

また、以下の場合については、再度申請上限額20万円の利用ができます。

① 3段階リセット

初めて行った住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準とし、要介護等状態区分が3段階以上重くなった場合、新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。ただし、着工日の要介護等状態区分で判断しますので、要介護等状態区分が上がった時点で住宅改修が行われないと適用されません。その後、要介護等状態区分が下がり、その時点で住宅改修を行っても適用はされません。

なお、3段階リセットは、一人の被保険者に対して1回しか適用されません。

適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があっても、リセット後の支給限度額は20万円のみとなります。

(介護の必要な程度の段階)

初めて住宅改修に着工した日の要介護等状態区分	3段階以上、上がった要介護等状態区分
要支援1又は旧要支援(第1段階)	要介護3(第4段階) 要介護4(第5段階) 要介護5(第6段階)
要支援2又は要介護1(第2段階)	要介護4(第5段階) 要介護5(第6段階)
要介護2(第3段階)	要介護5(第6段階)

② 転居リセット

転居した場合は、前住所地で住宅改修を利用しているも、転居先で新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。また、3段階リセットも転居後の住宅について初めて住宅改修に着工する日の要介護等状態区分が基準となります。再び転居前の住宅に戻った場合は、転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとなります。3段階リセットの基準となる要介護等状態区分も、転居前のものが再度適用されることとなります。

【支給方法】

住宅改修費の支給方法は、「償還払い」・「受領委任払い」の2種類です。

償還払い方式	被保険者はいったん工事費用全額を施工業者に支払い、給付対象部分の9割、8割又は7割の金額が、後日、足立区から給付されます。
受領委任払い方式	被保険者は自己負担分（1割、2割又は3割）の金額のみ施工業者に支払い、残りの9割、8割又は7割については、足立区から施工業者に支払います。

（1）受領委任払いとは

給付対象者である被保険者が、住宅改修費の受領権限を住宅改修施工業者に委任することにより、施工業者が被保険者に代わり住宅改修費を受領できるようにする方法です。

※次の場合は受領委任払い方式による申請はできません。償還払い方式の申請になります。

- ① 要介護新規認定申請中の場合
- ② 被保険者が病院や施設に入院中・入所中の場合
- ③ 介護保険料の滞納があり、給付制限を受けている場合

（2）受領委任払い取扱事業者登録について（事業者の方へ）

受領委任払い方式を取り扱うには、事前に事業者登録が必要になります。

登録には、足立区内に事業所があることが要件になります。

登録に必要な書類は、あらかじめ登録要件等の確認を行ったうえでお渡ししますので、お問合せください。

《注意点》

- ✓ 住宅改修業者の選定について
担当ケアマネジャー等と相談し、改修内容を決めたのち、複数の業者（工務店やリフォーム会社等）に見積もりを依頼し、比較検討したうえで1社を選ぶようにしてください。
- ✓ 施工後のトラブルについて
施工後のトラブルについては、ご自身で業者と交渉していただきますので、ご契約時にはアフターサービスについても確認しておくことをお勧めします。
- ✓ 住宅改修の効果の確認について
施工後は、適宜に担当ケアマネジャー等の協力を得ながら、日常生活行為の改善や介護負担の改善など住宅改修の効果について確認してください。

【住宅改修の種類】

各参考事例はあくまで一般的な事例を取り上げています。対象の可否については、利用者の身体状況等により個別に判断する場合がありますので、ご不明な点は、必ず事前に介護保険課にご相談ください。

(1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒防止、移動または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事です。

手すりを取り付けるための壁の下地補強も対象になります。

ただし、取付け工事で固定しない床置きや、便器を囲んで使用する手すりは福祉用具貸与の対象となります。

保険給付の対象工事	対象外工事
○ 居室内の手すり（居間・便所・浴室・玄関・階段等）	×集合住宅の共用部分の手すり
○ 敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等）	×敷地外の手すり
○ 既存手すりの撤去（付け替え・移設の場合）	×既存手すりが老朽化したことによる付け替え
○ 手すりの付け替え・移設（身体状況の変化等による場合）	

(2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するために、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等を目的とする工事です。

浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事も対象になります。

ただし、取付け工事で固定しないスロープは福祉用具貸与、浴室内すのこは福祉用具購入費の対象となります。

保険給付の対象工事	対象外工事
○ 各居室の敷居を低く（撤去）する工事	×床下収納やスペースを埋める工事
○ スロープ・踏み台を固定設置する工事	×スロープ・踏み台を固定せずに置くだけの工事
○ 浴室の洗い場のかさ上げ工事	×昇降機・リフト・段差解消機等動力を設置する工事
○ 居室・廊下の段差をなくす工事	×腰掛け台の設置
○ 傾斜の解消	×取付け工事で固定しない踏み台の設置
○ スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置	

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては滑りにくい床材への変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等を目的とする工事です。床材の変更のための下地補強や根太の補強、又は通路面の材料の変更のための路盤整理も対象になります。

保険給付の対象工事	対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> ○ 畳から板製床材・ビニル系床材等への変更 ○ 浴室の床材を滑りにくいタイルへの変更 ○ 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更 ○ 階段の滑り止め(固定されているもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ×老朽化による床材の張替え ×滑り止めマットを洗い場に置くだけ ×通路の新設に該当する工事

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替え工事のほか、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の撤去、引き戸等の新設(扉位置の変更等に比べて費用が低価に抑えられる場合に限る)も対象になります。

また、扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象です。

保険給付の対象工事	対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> ○ 開き戸を引き戸・折り戸・吊り戸・アコーディオンカーテン等への取替え ○ 重い引き戸から軽い引き戸への取替え ○ 扉位置・ドアノブ・戸車・吊元の変更 ○ 扉の新設(扉位置の変更等に比べ、費用が低価に抑えられる場合に限る) ○ 扉の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ×自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当 ×間口の拡大 ×雨戸の取替え ×水道蛇口、水洗金具等の交換

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。ただし、腰掛便器の設置は福祉用具購入費の対象となります。

また、和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合これらの機能等の付加は含まれません。

非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、水洗化又は簡易水洗化にかかる工事や電気配線、天井などの工事は対象外となります。

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更も対象になります。

保険給付の対象工事	対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> ○ 和式便器から洋式便器への取替え ○ 便器の取替えに伴う床・壁の解体、床の修復工事 ○ 洋式便器の向きを変える工事 	<ul style="list-style-type: none"> ×洋式便器から洋式便器への取替え ×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置 ×既存の和式便器を壊し、別の場所に洋式便器を設置 ×電気工事

(6) 住宅改修の付帯として必要となる住宅改修

①手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

②段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤便器の取替え

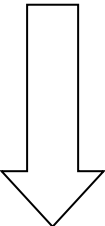
便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

住宅改修手続きの流れ

1 相談・施工業者の選定

要介護（支援）認定を受け、住宅改修のサービスを希望する被保険者は、ケアマネジャーに相談し、住宅改修理由書の作成を依頼します。

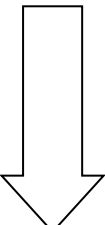
また、施工業者を選定し、施工業者に住宅改修に係る見積り、図面、改修予定箇所の写真等の関係書類を依頼します。

- 
- ※ 複数の住宅改修施工業者から見積もりを取るようになしてください。
 - ※ 相談後、現地確認のため関係者がご自宅を訪問します。
 - ※ 担当のケアマネジャーがいない場合は、管轄の地域包括支援センター又は住環境コーディネーターが在籍している施工業者へご相談ください。

2 事前申請 ⇒ 支給要件の確認、工事の必要性、書類の不備等を確認します

次の書類を提出し、事前の申請を行います。

- ① 住宅改修費支給申請書（支給方法により書類が異なります。）
- ② 住宅改修理由書（ケアマネジャー等が作成します。）
- ③ 見積書（施工業者が作成します。）
- ④ 改修予定箇所の日付入りの写真（日付のパソコン加工は不可。）
- ⑤ 住宅所有者の承諾書（住宅が賃貸の場合や別居の家族が所有している場合に必要です。）

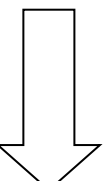
- 
- ※ ①～④については必ず提出が必要です。
 - ※ 書類の提出はケアマネジャーや施工業者に依頼してもかまいません。
 - ※ 図面の提出は必須ではありませんが、工事内容が支給対象外を含むもの、複数の箇所にまたがる場合などはご提出ください（簡易的な図面でも可）。
 - ※ ②～⑤については日付が2カ月以内のもの。

3 事前申請の承認

申請書類の審査後、区から被保険者の方へ着工許可の通知を郵送します。通知に記載のある工事内容・支給金額等を確認し、通知が届いた旨を施工業者へご連絡ください。

〈償還払い〉 住宅改修事前申請承認通知

〈受領委任払い〉 給付券請求書兼委任状

- 
- ※ 区からの着工許可通知到着後に、工事内容・金額・施工業者等の変更や工事を取りやめる場合などは速やかにご連絡ください。
 - ※ 工事完了後に変更があったことが判明した場合は、原則、給付対象外となりますのでご注意ください。

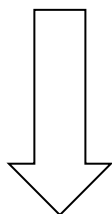
4 工事完了後の申請

次の書類を提出してください。

〈償還払い〉 領収証の原本、工事完了届、改修箇所の日付入りの写真

〈受領委任払い〉 給付券請求書兼委任状、工事完了届、改修箇所の日付入りの写真

※ 領収証の原本の返却を希望される場合は、あらかじめコピーと一緒にご提出ください（コピーのみの提出は不可）。



5 支給

住宅改修費の給付を行います。

〈償還払い〉 被保険者本人へ決定通知書を送付し、支給申請書に指定された金融機関口座へ振込みます。

〈受領委任払い〉 施工業者へ決定通知書を送付し、あらかじめ指定された施工業者の金融機関口座へ振込みます。

【事前申請時の提出書類と注意事項】

注 必ず着工前に事前申請を行ってください。

① 住宅改修費支給申請書

- ・ 介護保険被保険者証に記載されている、被保険者氏名・被保険者番号・住所をご記入ください。
- ・ 改修の内容、箇所、規模及び施工業者をご記入ください。
- ・ 改修工事の予定額は工事見積書の総額をご記入ください。
- ・ 申請者は被保険者、家族又は成年後見人です。
- ・ 被保険者と住宅所有者が異なる場合は、別に承諾書の添付が必要な場合があります。公営住宅など所定の様式を用いる場合もありますので、担当の管理部局にお問い合わせください。
- ・ 償還払いを選択の際は、口座情報を正確に記入してください。ご本人以外の方の口座への振込みをご希望される場合は、別途「委任状」が必要になります。

② 住宅改修理由書

- ・ 被保険者の心身の状況、日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況などを鑑み、改修の必要性を判断する上での重要な資料となりますので、具体的にわかりやすく記載してください。
- ・ 理由書の作成者は、原則、居宅サービス計画または介護予防サービス計画を作成、担当しているケアマネジャー及び地域包括支援センターの担当職員になります。
- ・ 担当のケアマネジャー以外の方が作成する場合は、担当のケアマネジャーと十分連絡調整をしてください。その場合、理由書の確認欄に担当ケアマネジャーの署名（自署）、押印をもらってください。

③ 見積書

- ・ 改修の種類、箇所ごとに工事内容を明記し、材料費、施工費、諸経費を適切に区分してください。
- ・ 工事内容に介護保険支給対象外の内容が含まれている場合、保険給付の対象部分がわかるようにしてください。
- ・ 被保険者本人の氏名をフルネームで記入し、施工業者の**社判**を押印してください。
- ・ 見積もりを作成した年月日を記載してください。

④ 改修予定箇所の日付入りの写真

- ・ 改修前の現状について、改修箇所ごとの写真を撮影してください。
- ・ 写真内に撮影日を必ず入れてください。
*ホワイトボード等に日付を記入し、工事箇所に置いて撮影してください。写真に直接書き込んだり、パソコンでの加工は不可です。
- ・ 手すりの取付け位置、施工範囲が特定できるようにしてください。
- ・ 段差解消の場合、段差が確認できるようにメジャーをあて、写真で数値がわかるようにしてください（必ずメジャーをあてた写真が必要になります）。

⑤ 住宅所有者の承諾書

- ・ 記入が必要な全ての項目に記載、押印してください。
- ・ 賃貸住宅の場合には、賃貸住宅用の承諾書を提出してください。
- ・ 家族が所有している場合は、家族所有用の承諾書を提出してください（同居家族が所有している場合は不要です）。

⑥ 委任状

- ・ 償還払いを選択の際に、ご本人以外の方の口座への振込みをご希望される場合には提出が必要になります。
- ・ 委任者の押印は、支給申請書の申請者印と同じ印鑑をご使用ください。

【工事完了後の提出書類と注意事項】

〈償還払い〉

① 領収証の原本

- ・ 領収証の金額が、見積り金額と同額であること。
- ・ 領収年月日が記載してあること。
- ・ 施工業者の押印があること。
- ・ 被保険者本人の氏名（フルネーム）があること。

② 住宅改修完了届

- ・ 氏名欄は自署でない場合は押印すること（ゴム印不可）。
- ・ 工事完了日が記載してあること。
- ・ 申請時入院（所）中だった場合は退院（所）日を記入すること。

③ 改修後の日付入りの写真

- ・ 改修箇所ごとに写真が必要。
- ・ 申請時と同じアングルで撮影すること。
- ・ 扉の交換や床材変更は扉や床の全体を撮影すること。

※入院（所）中だった場合は、退院（所）日を確認してから提出すること。

〈受領委任払い〉

① 給付券請求書兼委任状

- ・ 被保険者（委任状欄）の押印は申請時と同じ印鑑であること。

② 住宅改修完了届

- ・ 氏名欄の押印は申請書の印と同じ印にすること。
- ・ 工事完了日が記載してあること。

③ 改修後の日付入りの写真

- ・ 改修箇所ごとに写真が必要。
- ・ 申請時と同じアングルで撮影すること。
- ・ 扉の交換や床材変更は扉や床の全体を撮影すること。

住宅改修理由書作成助成金

住宅改修費支給申請の際に提出する「住宅改修が必要な理由書」は、居宅介護支援（介護予防）の一環として、担当する介護支援専門員や地域包括支援センター職員が作成することとされています。しかし、介護保険サービスのうち住宅改修のみを利用する被保険者には、居宅介護（介護予防）支援が行われなため、理由書の作成者の確保が困難な場合があります。

そのため、住宅改修に係る適切なマネジメントを受けられるよう、介護支援専門員又は福祉住環境コーディネーター２級以上等の者が、介護保険制度の住宅改修に関する相談・助言及び住宅改修費の支給の申請に係る「理由書」を作成した場合に対する助成があります。

ここでいう「住宅改修に関する相談・助言」とは、①要介護者の介護状態に応じた改修の必要性・効果等の相談・助言 ②改修内容について介護支援専門員や施工業者との連絡調整 ③施工後の評価及び利用者への指導 ④住宅改修にかかわる機関との連絡調整及び支給申請についての指導・支援になります。

なお、住宅改修理由書作成助成金は全額介護保険で給付されるため、利用者負担はありません。

【支給要件】※（１）（２）いずれにも該当すること

- | |
|--|
| <p>(1) 住宅改修費の支給申請に係る理由書を介護支援専門員等が作成したとき。ただし、足立区に居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書が提出されている要介護（支援）被保険者の理由書を作成した場合は助成対象としない。</p> <p>(2) 作成された理由書に基づき、要介護（支援）被保険者が居宅介護住宅改修費の保険給付を受けたとき。また、福祉住環境コーディネーター２級以上等が理由書を作成した場合においても、利用者から作成費用を徴収することはできません。徴収した場合は、助成の対象となりません。</p> |
|--|

【支給単価】

1件につき 2,000円

【支給対象者】

- ① 介護支援専門員の属する指定居宅介護支援事業所
- ② 福祉住環境コーディネーター 2 級以上等の属する事業所

※福祉住環境コーディネーター 2 級以上等とは

- ・福祉住環境コーディネーター 2 級以上の者
- ・増改築相談員
- ・作業療法士
- ・理学療法士
- ・マンションリフォームマネジャー

【支給方法】

次の書類を提出してください。

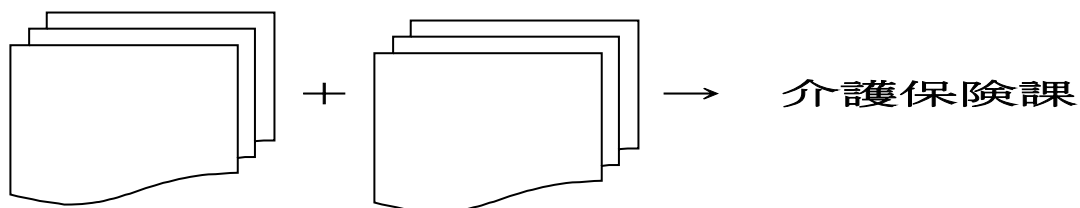
- 住宅改修助成金交付申請書…作成した理由書の写しを添付
- 住宅改修助成金交付請求書
- 住宅改修理由書

- ①住宅改修支給申請書等の申請時に提出する場合

「住宅改修支給申請書」又は「住宅改修費支給及び給付券発行申請書」を提出時に、「住宅改修助成金交付申請書」・「住宅改修助成金交付請求書」をあわせて提出してください。なお、「住宅改修助成金交付申請書」には作成した「住宅改修理由書」の写しを添付してください。

住宅改修支給申請書等を 1 件提出する毎に、住宅改修助成金交付申請書等を提出していただきます。複数分の住宅改修支給申請書等を一緒に提出する場合は、一枚の住宅改修助成金交付申請書等にまとめて記入していただければ結構です。

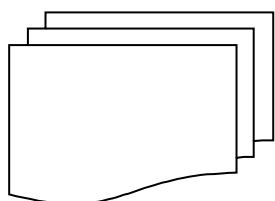
住宅改修支給申請書等書類一式 + 住宅改修助成金交付申請書等



②住宅改修支給申請をした月の翌月20日までに提出する場合

申請した住宅改修支給申請分を一枚の住宅改修助成金交付申請書等にまとめて提出してください。

住宅改修支給申請実績分の住宅改修助成金交付申請書等



→ 介護保険課

【支払方法】

申請内容の審査を行い、作成した理由書にかかる住宅改修費の支給後、口座振込で支払います。振込先の口座は、あらかじめ登録いただいた口座となります。

住宅改修 Q&A

こちらには足立区に寄せられる事案・ご質問を掲載します。

項 目	質 問	回 答
支給要件	どのような場合に介護保険住宅改修を利用できるか。	足立区の被保険者で、要介護・要支援の認定を受けた方からの事前申請により、住宅改修が必要であると足立区があらかじめ認めた場合で、被保険者証に記載されている住所の住宅について改修を行なう場合に対象となる。
対象となる住宅	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住民票が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。
申請の上限額	介護保険が対象となる金額に上限はあるか。	要介護状態区分に関わらず、20万円（自己負担額1割、2割又は3割負担）までの住宅改修を行うことが可能。ただし、次の場合には例外的に再度20万円の利用ができる。①「介護の必要の程度」が3段階以上重くなった場合（詳細はP4を参照） ②転居した場合。
申請の上限額	過去住宅改修した住宅を現地で建て替える場合、新たに20万円まで申請できるか。	現地での建て替えは、「転居した場合の例外」としては取り扱わず、新たに20万円の申請はできない。
認定申請中の手続き	認定申請中の住宅改修は可能か。	認定申請中の住宅改修費の申請は、償還払いのみの対応。万が一、認定結果が非該当（自立）と判断された場合には、給付は下りない。
認定申請中の手続き	住宅改修を希望しているが、現在区分変更申請中である。受領委任払いでの申請は可能か。また、受領委任での申請後に、区分変更申請をした場合はどのような対応になるか。	新規申請、区分変更申請問わず、認定結果が出ていない状態での受領委任での申請は不可。償還払いでの申請のみの受付になる。また、受領委任払いでの申請後に、区分変更申請をした場合は、償還払いへ切り替えをする（入院中の場合は、退院日が確定している段階でのみ、償還払いでの申請が可能）。
老朽化や破損が原因による改修	手すりや畳等が古くなってしまったための付け替えや床材の変更も、介護保険住宅改修の支給対象となるか。	単なる老朽化や破損などが原因の住宅改修は支給対象とならない。

<p>新築住宅の 住宅改修</p>	<p>住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、支給対象となるか。</p>	<p>住宅の新築は、住宅改修とは認められず、住宅改修の支給対象とはならないが、新築住宅の竣工日の翌日以降に居住を開始した場合に改修の必要性が生じた場合は対象とする。</p> <p>改築の場合、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象とならないが、例えば、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合や、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り換える場合等は、それぞれに「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となることがある。</p>
<p>家族が行う 住宅改修</p>	<p>家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるか。</p>	<p>被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も、一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。</p>
<p>家族が行う 住宅改修</p>	<p>家族が経営している工務店等が事業者登録をしている場合、受領委任払いでの申請が可能か。</p>	<p>可能である。</p> <p>家族等が工務店を経営しており、被保険者の住宅改修を行う場合も上記と同じ扱いとする。ただし、工事完了後に材料の購入費が確認できる領収証等を添付する。</p>
<p>施工費のみの 請求</p>	<p>既存の手すりの高さが合わないため、位置変更の施工費と補強材費のみの請求は可能か。</p>	<p>部品代を除く施工費と補強材費のみの請求も可能。</p>
<p>退去時の撤去費</p>	<p>賃貸住宅の場合、退去時に原状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>住宅改修の支給対象とはならない。</p>
<p>賃貸アパートの 共用部分の 住宅改修</p>	<p>賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。</p>

分譲マンションの共用部分の住宅改修	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。
サービス付高齢者向け住宅での改修	サービス付高齢者向け住宅において、住宅改修は可能か。	本来サービス付高齢者向け住宅は高齢者の利用に適したものとなっているはずであるため、住宅改修を行うことは想定されていない。しかし、身体状況に応じて個別の対応が必要な場合は、住宅改修の対象となる。対象となるのは居室等の専用部分のみで、共用部分は対象とされない。
給付制限期間中の住宅改修	介護保険料滞納により、給付制限期間中であるが、住宅改修を行うことはできるか。	住宅改修をすることは可能である。ただし、給付額減額の給付制限期間中には3割の自己負担となる。また、受領委任払いでの申請もできない。
本人死亡の場合	住宅改修前に被保険者本人が死亡した場合、住宅改修費の支給を受けられるか。	すでに改修が終わっている部分については給付対象となるが、改修が終わっていない部分は給付対象とはならない。
領収証について	償還払いの事後申請で提出する領収証は、写しでもよいか。	完了届提出時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。写しは申請者側が用意することとする。
写真について	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などでホワイトボードに日付等を記入して写真を撮っているように、ホワイトボードや紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取り扱いをされたい。
工事内容の内訳について	支給申請の際に添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。
工事内容の内訳について	見積書や内訳書について、住宅改修費が対象にならない工事も同時に行う場合、どのように金額を表記すればよいか。	対象部分の抽出、按分等適切な方法により住宅改修費の支給対象となる費用を算出し、見積書や内訳書を作成する。

住宅改修申請後の内容変更	受領委任払いでの申請をし、給付券発行後の着工中に改修内容が変更になった場合、必要な手続きがあるか。	工事着工後に工事内容を変更した場合は償還払いでの申請に切り替えることで対応されたい。また、給付券の有効期間内に工事が完了しなかった場合についても同様。
理由書の作成	理由書は介護支援専門員と福祉住環境コーディネーター2級以上等が作成できることになっているが、福祉住環境コーディネーター2級以上等にはどのような資格が含まれるか。	①福祉住環境コーディネーター2級以上の者②増改築相談員③マンションリフォームマネジャー④作業療法士⑤理学療法士、が含まれる。そのほかに、地域包括支援センターの職員でも可。
理由書の作成	本人が立ち会うことなく理由書を作成することは可能か。	理由書は、現在の居住空間に対して利用者の身体状況が適していない等の判断をする必要があることから、要望の聞き取りのみで理由書を作成することは望ましくない。ただし、入院中で居宅の整備が退院の条件となっているなど、立ち会うことができない正当な理由がある場合に限っては、聞き取りによってでも可。
同一世帯に複数の要介護者がいる場合	住宅改修の必要な被保険者が2人いる場合、支給限度額は40万円となるか。	複数の被保険者が同一の住宅に居住し、同時に複数の被保険者についての住宅改修が行われた場合には、各被保険者に有意な範囲を特定し、申請の対象となる住宅改修の範囲が重複しなければ、それぞれの支給限度額(20万円)までの申請が可能。例えば、手すりを複数個所に設置した場合は、被保険者ごとに箇所を分けてそれぞれ申請できるが、同一の便器の取り替えに40万円要した場合に20万円ずつ申請することは不可。
負担割合について	利用者負担割合に変更が生じる場合、住宅改修費の負担割合の基準日はいつになるか。	領収書記載日時点における負担割合を適用することとなる。
時効について	償還払いの申請後、工事の着工までに期限があるのか。	償還払いの時効については、介護保険法200条のとおり、領収日の翌日が起算点となり、2年間は介護保険請求が可能である。なお、申請内容の変更、または入院等により申請時と改修が異なる場合については、申請の取り下げが必要となる。
手すり	靴箱や家具等への手すりの取り付けは住宅改修の支給対象となるか。	固定されていない靴箱や家具に手すりを取り付けた場合、介護保険住宅改修の支給対象外。

手すり	居室の手すりの取り付けにおいて、ねじ固定せずに接着剤で取り付けることは住宅改修の支給対象となるか。	可能。その際、利用に際して事故等が起こらないように注意されたい。
手すり	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要。
手すり	現在付いている手すりが握りにくくなり、付け替えを希望する場合、住宅改修費の支給対象となるか。	介護の必要性が重くなり、現在付いている手すりでは高さや太さ、材質等が身体状況に合わなくなったという理由がある場合は給付の対象となる。しかし、単に老朽化という理由では対象外。
手すり	福祉用具貸与にある、洋式便器を囲む形の据え置き型手すりを床にビス止めして設置する場合、支給対象となるか。	取付けに際し工事を伴うものは可。住宅改修における「手すりの取り付け」は、福祉用具貸与の手すりに該当するものは除かれる。 なお、福祉用具貸与の手すりとは、①居室の床において使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移動動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。②便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移動動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
段差の解消	床の段差を解消するため浴室用すのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室用すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室用すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。
段差の解消	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式の場合は、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。
段差の解消	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。

<p>段差の解消</p>	<p>玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。</p>
<p>段差の解消</p>	<p>脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置（住宅改修に係るものに限る）を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。</p> <p>① 水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置の変更</p> <p>② 浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事</p> <p>③ ②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事</p>	<p>①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない</p>
<p>段差の解消</p>	<p>高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の支給対象として取り扱ってよいか。</p>	<p>浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。</p>
<p>段差の解消</p>	<p>改修工事において、スロープを屋外に設置することを希望しているが、設置箇所に物干し台がある場合に付帯工事として撤去は可能か。</p>	<p>スロープ等の設置箇所に撤去せざるを得ないものが存在する場合、撤去における費用負担は付帯工事として介護保険の給付となる。</p>

段差の解消	外玄関の福祉用具レンタルのスロープ利用に伴う、階段の段差解消は、住宅改修の支給対象となるか。	スロープ貸与に伴う、段差解消工事は住宅改修では利用できない。
段差の解消	窓サッシから掃出しサッシへの変更をする場合に、一部外壁を撤去するものは住宅改修の支給対象となるか。	間口の拡大については保険給付の対象外工事とする。
床材の変更	「滑りの防止及び移動の円滑化等のため床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、住宅改修の支給対象となる。
床材の変更	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたり、カーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまずいて転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。
床材の変更	住宅改修について、階段にすべり止めゴムをつけることは、「滑りの防止および移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止および移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。
床材の変更	畳からフローリングに変更する際、掘りごたつを埋めるのは介護保険の住宅改修として認められるか。	床材変更の付帯工事として支給対象である。

床材の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるのか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。
床材の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。
扉の変更	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となる。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。
扉の変更	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。
扉の変更	車椅子での導線の確保のために扉を撤去する工事は住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。
扉の変更	改修工事において、アコーディオンカーテンから折り戸への変更は改修対象にあたるか。	住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」に当たり、保険給付対象となる。
扉の変更	扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取り替えたいが、住宅改修の対象となるか。また、その際、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、住宅改修の支給対象となるか。	被保険者の身体状況及び日常生活上の動線、住宅の状況等に基づいた理由により、カーテンに交換した場合の状況（居室等のプライバシー、室温、耐久性等）を考慮したうえでの取替えであれば、住宅改修の対象となる。また、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、交換に伴う付帯工事として対象となる。

<p>便器の洋式化</p>	<p>リウマチ等で膝が十分に曲がらなかつたり、便座から立ち上がるのが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。</p> <p>①洋式便器をかさ上げする工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合</p>	<p>①は支給対象となる。</p> <p>②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の支給対象として差し支えない。</p> <p>③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。</p>
<p>便器の洋式化</p>	<p>和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取り替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。</p>
<p>便器の洋式化</p>	<p>既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。</p>
<p>便器の洋式化</p>	<p>和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。</p>
<p>便器の洋式化</p>	<p>同じ場所のまま、便器の向きを変えるのは住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>被保険者の身体状況等から必要性が認められれば対象となる。</p>
<p>便器の洋式化</p>	<p>和式から洋式への便器の取り替えに伴う給排水設備工事は付帯工事として住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>和式から洋式への便器の取り替えに伴い、排水管の長さや位置を変更する工事につき、住宅改修の付帯工事の対象となる。</p>